

「定款改訂」を平成8年総会に議案として提出することについての投票のお願い

社団法人日本天文学会では、理事会のもとに定款ワーキンググループを設置して、長年にわたり、定款改訂についての検討を行ってきました。

定款の改訂が必要になってきた最大の理由は、会員数の増加にあります。年会規模の増大に伴って、必要な会場を適切な経費で確保することが非常に困難になりました。もはや、大学の休暇期間に大学の設備を利用しての開催が不可避です。大学の休暇期間、特に3月期の年会開催は、会計年度を変更すればよいことですが、このような項目を限った定款の改訂は、現定款のような民法上からも整合性をもたない場合は、主務官庁たる文部省からの指導があり、認可されません。

現定款は、昭和10年社団法人設立認可時のものを基本にして、昭和49年の一部変更部分を加えたものですが、民法に基づく学術団体の定款としては、全く不完全なものになっていますので、部分的な改訂ができない状態にあります。

更に会員数の増加、特に特別会員の急増により、新たに会員となられた若手の研究者や大学院生からは、会員の権利義務関係と学会刊行物の購読に関して、多くの選択の可能性を求める意見が強くなってきています。

もちろん、天文学会の基本事業としての天文月報や欧文研究報告刊行を維持発展させることは前提にして、適切な権利と義務に立脚する、適切な財政負担が望まれているわけです。

さてこのような認識に基づき、理事会では、平成6年臨時総会（秋期）、平成7年総会（春期）、臨時総会（秋期）においてご説明致し、前総会では、たたき台としての、新定款案をお示し致しました。

その骨子は、大きく分けて、3つあります。まず第一は、社団法人の正会員（社員）を一本化する

ることです。「本会の目的に賛同する個人」であれば、どなたも等しく、社団法人の社員として、平等の権利と義務をもって、学会に参加いただくことをお願いしたいと思います。現在の通常会員、特別会員いずれの方々も、正会員になっていただきたいと考えています。但し、民法上、社員になれない方、学会誌の購読だけで満足される方、団体会員には、準会員や団体会員という会員制度を設けています。いずれも、日本天文学会の会員です。しかし、これらの会員は、社員ではありませんので、社員としての権利・義務は満足していません。

次に総会・理事会・評議員会の関係を整理し、民法と整合させるということがあります。現定款では、評議員会に議決機関としての権限がありますが、民法との整合性をとり、かつ総会での議論を有効に行うために、評議員会は、総会機能の一部代行と、事項の審議がその職務となります。一方、理事会が、学会の議決・執行機関の性格をもつこととなります。

更に、基本的な点において民法との整合をとります。まずは、監事を設置しないとけません。現定款では、会計監査はありますが、会計の監査を含み、理事会の業務の執行など、学会全体のお目付け役を設けないといけません。また、役員の任免に関しても、現定款は全く不備になっていますので整備いたします。

定款だけでは、具体的なイメージのわからない部分もあるかと思しますので、総会のおりには、更に細則や移行措置についても概要を説明するように致したいと思います。基本的に、既存の細則は制限がきつくなならない方向の自然な名称の読み替えて済むものが殆どです。ただし、日本学術会議会員候補者推薦内規は、懸案になっておりましたので、改善案をお示しすることになると思います。また、移行措置では、特に会費について考慮致したいと思います。

以上のような点を考慮され、定款案を熟読の上、このような定款改訂を平成8年総会に議案として提出することについての賛否を同封のはがきにて、平成8年1月16日（必着）までにご回答ください。

このような定款案を日本天文学会の新定款として、現定款を改訂するためには、平成8年の2月に行われる理事会、評議員会において、定款の改訂を平成8年総会に議案として提出することについて承認を得ることが必要です。この意向投票はその際の参考にさせていただくことになります。

平成8年総会で、定款改訂が可決されますと、次に日本天文学会の主務官庁である文部省の認可が必要です。平成7年臨時総会以降、文部省に検討を依頼しています。呈示の定款案文面の表現には最終的に変更部分がでると思われそうですが、大きな点については既に理解が得られているのではないかと感触を得ています。総会前に文部省よりの内諾の回答を得たいと考えています。その場合、総会の議決後特に長い時間を必要とせず、文部省の認可をいただけるものと考えます。

その後、細則、移行措置を整備して、これも平成8年秋季年会の臨時総会で承認をいただければ、新定款が平成9年4月－12月の移行年度からスタートできることになる予定です。

庶務理事

社団法人 日本天文学会定款（案 1995. 11. 20 版）

（昭和 49 年 5 月一部変更）

（昭和 63 年 10 月一部変更）

明治 41 年 1 月 19 日本会創立

昭和 10 年 1 月 18 日社団法人設立認可

## 第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 本会は、社団法人日本天文学会という。

（事務所）

第 2 条 本会は、事務所を東京都三鷹市大沢 2 丁目 21 番 1 号国立天文台内に置く。

（支 部）

第 3 条 本会は、細則の定める場所に支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 4 条 本会は、天文学の研究・普及についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等を行う場となることにより、天文学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会、学術講演会等の開催
2. 学会誌、学術図書等の刊行
3. 欧文研究報告誌の刊行
4. 研究及び調査の実施
5. 研究の奨励及び研究業績の表彰
6. 関連学術団体との連絡及び協力
7. 国際的な研究協力の推進
8. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正 会 員 本会の目的に賛同して入会し、責任をもつ個人
2. 準 会 員 本会の目的に賛同して入会し、協力する個人
3. 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人または公共性のある団体。
4. 賛助会員 本会の事業を援助する個人または法人
5. 名誉会員 本会に特に功労のあった個人で評議員会が提案し総会の議決をもって推薦された者 正会員をもって民法上の社員とする。

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第8条 本会会員の会費は、別に細則でこれを定める。

第9条 既に納めた会費は、いかなる場合においても返還しない。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 禁治産若しくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、または法人である会員が解散したとき。
4. 除名されたとき。

(退 会)

第11条 退会しようと思う者は、本会に申し出ることを要する。

(除 名)

第12条 1年以上会費を滞納した会員または本会の体面を汚すような行為をした会員は、評議員会の議決を経て、理事長が除名することができる。

第4章 役員、および職員

(役 員)

第13条 本会に次の役員を置く。

1. 理 事 10名以上15名以内（うち理事長1名、副理事長2名）
2. 監 事 2名

(役員を選任)

第14条 理事長、副理事長、その他の理事、及び監事は、正会員の中から総会で選任する。

理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第15条 理事長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

第16条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときはその職務を代理する。

第17条 理事は理事会を組織し、本会の事務を執行する。またこの定款に定めるもののほか、本会の総会及び評議員会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は次の職務を行う。

1. 本会の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況または業務の執行について不正があることを発見したときは、これを理事会、評議員会、総会または文部大臣に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、理事会、評議員会または総会を召集すること。

(役員)の任期)

第 19 条 理事及び監事の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

第 20 条 補欠または増員により選任された役員  
の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第 21 条 役員は、その任期満了後でも後任者が  
就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員)の解任)

第 22 条 役員が次の各号の一に該当するときは、  
理事会、評議員会及び総会においておのおのの  
4 分の 3 以上の議決により、理事長がこれを解  
任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと  
認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員たるにふさわ  
しくない行為があると認められるとき。

(職 員)

第 23 条 本会の事務を処理するため、必要な職  
員を置く。職員は理事長が任免し、有給とする。

## 第 5 章 評議員

(評議員)

第 24 条 本会に 15 名以上 30 名以内の評議員を  
置く。

(評議員)の選任)

第 25 条 評議員は別に定める細則に基づいて、  
正会員相互間でこれを選出し、総会の承認を得  
るものとする。

(評議員)の職務)

第 26 条 評議員は評議員会を組織し、この定款  
に定める事項を審議する。

(評議員)の任期)

第 27 条 評議員の任期は 4 年とし、2 年毎にそ  
の半数を改選する。改選される評議員の過半数  
が再選されてはならない。

(評議員)の解任)

第 28 条 評議員が次の各号の一に該当するとき

は、理事会、評議員会及び総会においておのお  
のの 4 分の 3 以上の議決により、理事長がこれ  
を解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと  
認められるとき。
2. 評議員たるにふさわしくない行為があると  
認められるとき。

## 第 6 章 会 議

(理事会)

第 29 条 理事会は毎年 4 回理事長が招集する。  
ただし、理事長が必要と認めるとき、または理  
事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき  
事項を示して理事会の招集を請求されたときは、  
理事長は、その請求のあった日から 30 日以内  
にこれを招集しなければならない。

理事会の議長は理事長とする。

第 30 条 理事会は理事現在数の過半数の者が出  
席しなければ議事を開き議決することができな  
い。ただし、当該議事につき書面をもってあら  
かじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

理事会の議事は、この定款に別段の定めがあ  
る場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、  
可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 31 条 評議員会は毎年 2 回理事長が招集する。  
ただし、理事会が必要と認めるとき、または評  
議員現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべ  
き事項を示して評議員会の招集を請求されたと  
きは、理事長は、その請求のあった日から 30  
日以内にこれを招集しなければならない。

評議員会の招集は、少なくとも 10 日以前に、  
その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載  
した書面をもって通知する。

第 32 条 評議員会の議長は、会議のつど、出席  
評議員の互選で定める。

第 33 条 評議員会は、この定款に別に定めるも  
ののほか、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び収支予算についての事項
2. 事業報告及び収支決算についての事項
3. 財産目録及び貸借対照表についての事項
4. 上記以外で理事会より提出される総会議案
5. その他本会の業務に関する重要事項

第 34 条 評議員会は、正会員中から次期の役員を推薦することができる。

第 35 条 評議員会は評議員現在数の過半数の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の評議員を代理人として票決を委任した者は、出席者とみなす。

評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第 36 条 総会は、第 6 条第 1 号の正会員をもって組織する。

第 37 条 通常総会は、毎年 2 回春期および秋期に理事長が招集する。

第 38 条 臨時総会は、理事会または評議員会が必要と認めたとき、理事長が招集する。このほか、正会員現在数の 20 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 50 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第 39 条 総会の招集は、その会議に付すべき事項、日時及び場所を、少なくとも 20 日以前に通知する。

第 40 条 総会の議長は、理事長とする。理事長及び副理事長がさしつかえのある場合は、出席正会員の互選で定める。

第 41 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算についての事項
2. 事業報告及び収支決算についての事項

3. 財産目録及び貸借対照表についての事項
4. その他本会の業務に関する重要事項で、理事会または評議員会が必要と認めるもの

第 42 条 総会は正会員現在数の 10 の 1 以上の出れば、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の正会員を代理人として票決を委任した者は、出席者とみなす。

総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 43 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第 44 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 45 条 本会の資産は、次の通りとする。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 会費
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入
5. 寄付金品
6. その他の収入

(資産の種別)

第 46 条 本会の財産を分けて、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産とする。運用財産は、基本財産以外の資産とする。

寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第 47 条 本会の資産は、理事長がこれを管理し、

基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分制限)

第 48 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会および総会の審議と議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらを処分することができる。

(経費の支弁)

第 49 条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業にともなう収入及びその他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年度理事会がこれを作成し、評議員会の審議及び総会の議決を経ることを要する。

(収支決算)

第 51 条 本会の収支決算は理事会が作成し、毎会計年度終了後、評議員会の審議及び総会の承認を受けることを要する。

第 52 条 本会の収支決算に剰余金があるときは、評議員会の審議及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 53 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同 12 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第 54 条 本定款を変更しようとするには、正会員現在数の 10 分の 1 以上の発議があることを要する。

第 55 条 前条の発議があったときは、理事長は、これを評議員会及び総会に付議する。

この定款の変更は、評議員会及び総会におい

て、それぞれ評議員現在数及び総会出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けることを要する。

第 56 条 本会の解散は、理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、総会出席正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、文部大臣の許可を得なければならない。

第 57 条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、総会出席正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、文部大臣の許可を得て、この法人の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

## 第 9 章 補 則

(細則と内規)

第 58 条 本定款の実行に必要な細則は、評議員会の審議を経て総会の議決によって別に定める。また、必要な内規は評議員会の議決によって定める。

付 則

1. この定款の変更は文部大臣の認可のあった日より施行し、平成〇〇年 1 月 1 日から適用する。
2. 第 53 条の規定にかかわらず、平成△△年の会計年度は、平成△△年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。
3. 第 6 条の規定にかかわらず、平成〇〇年 1 月 1 日以前に本学会の通常会員、または特別会員であった個人は、平成□□年 12 月 31 日まで、そのまま通常会員、特別会員にとどまることができ、正会員と同等の権利をもつ。会費については別に細則で定める。